

1 京都市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスに関する重要事項説明書

あなた(又はあなたのご家族)が利用しようと考えている訪問介護サービスについて、契約を結ぶ前に知っておいて頂きたい内容をご説明いたします。わからないことがあれば、遠慮なくお尋ねください。

1. 事業所の概要

事業所の名称	訪問介護ステーション おをそら
事業の目的	高齢者に対して、地域での日常生活や自立生活支援に関する事業、高齢者支援者への活動支援に関する事業を行い、高齢者の地域生活に寄与することを目的とする。
事業所の種類	指定介護予防訪問介護・平成18年8月22日指定 指定事業者番号：2670900832 (介護型ヘルプサービスみなし指定) 指定生活支援型ヘルプサービス・平成29年4月1日指定 指定事業者番号：26A0900413
事業所の所在地	京都府京都市伏見区竹田中川原町454番地
電話番号	電話 075-646-3107 FAX 075-646-3906
管理者氏名	駒井 淳太
事業所の運営方針について	利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立脚したサービスの提供に努めるものとする。
開設年月日	平成18年4月1日
事業実施地域	京都市下京区・南区・伏見区
第三者評価受診	無

2. 営業日及びサービス提供時間

営業日	月～日
営業時間	9時～17時 (土曜日のみ9時～15時)
サービス提供時間	月～日 0時～24時

- ・その他窓口対応の時間帯以外にも転送電話にてご用件を承っています。

3. 職員の配置状況

当事業所では、介護保険法にかかる訪問型サービス提供する職員として、下記の職種の職員を配置しています。職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	備 考
1. 管理者	1名		
2. サービス提供責任者	6名		訪問介護員と兼務
3. 訪問介護員（ホームヘルパー）	9名	19名	常勤専従0名、常勤兼務9名、非常勤専従0名、非常勤兼務19名
介護福祉士	8名	12名	
訪問介護養成研修1級 （ヘルパー1級）課程修了者	0名	0名	
訪問介護養成研修2級 （ヘルパー2級）課程修了者	1名	5名	
介護職員初任者研修 修了者	0名	2名	

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) サービス内容

当事業所では、介護支援専門員（ケアマネージャー）の作成した介護予防サービス計画（ケアプラン）に基づき、下記の身体介護、生活援助のサービスを提供します。

身体介護 食事 排泄、入浴 など・・・介護型ヘルプサービス（身体介護）

生活援助 掃除、洗濯、調理、買い物など・・・生活支援型ヘルプサービス（生活援助）

※上記のサービスは、たとえばご利用者様が行う調理を訪問介護員が見守りながら一緒に行うなど、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によって行います

※ご家族の衣類の洗濯や調理など、利用者本人様以外のご家族等に対するサービスは行えません。

(2) サービスの提供頻度

サービスの提供頻度は、介護予防サービス計画（ケアプラン）において、以下の区分が位置づけられ、一週間あたりのサービス提供頻度が示されます。これを踏まえ、個別サービス計画において具体的な実施日、一回あたりの時間数や実施内容等を定めます。

	一週間あたりのサービス提供計画
I	おおむね 1 回
II	おおむね 2 回
III	週 2 回超

介護予防サービス計画（ケアプラン）に基づき 個別サービス計画を作成致します。
但し、契約者の状態の変化、介護予防サービス計画に位置づけられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

ご契約者の状態の変化等により、サービス提供量が、個別サービス計画に定めた実施回数、時間数等を大幅に上回る場合には、介護予防支援事業者と調整の上、支給区分の変更 介護予防サービス計画の変更等必要な支援を行います。

（２）利用者負担額

利用料金は一ヶ月ごとの定額制です。介護予防サービス計画において位置づけられたサービス内容によって次の通りとなります。

自己負担の割合は収入に応じて決まります（一割～三割）

【利用料金表】（介護職員等処遇改善加算込み）

介護型ヘルプサービス（月額）

	週 1 回	週 2 回	週 2 回超
利用料金	15397 円	30762 円	48813 円
介護保険給付 (9 割の場合)	13857 円	27685 円	43931 円
自己負担額 (1 割の場合)	1540 円	3077 円	4882 円

生活支援型ヘルプサービス（月額）

	週 1 回	週 2 回	週 2 回超
利用料金	12925 円	25829 円	40981 円
介護保険給付 (9 割の場合)	11632 円	23246 円	36882 円
自己負担額 (1 割の場合)	1293 円	2583 円	4099 円

○定額制

- ・ ご利用者様の体調不良や状態の改善等により個別サービス計画に定めた期日より利用が少なかった場合、又は個別サービス計画に定めた期日より多かった場合であっても、日割りでの割引または増額にはなりません。
- ・ 月ごとの定額制となっているため、月の途中から利用を開始した場合、月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算は行いません。

○介護型と生活支援型 組み合わせについて

- ・ 一ヶ月のうちに介護型サービス（身体介護）と生活支援型サービス（生活援助）を組み合わせる利用することができます。
1つのサービスのみ利用するか、組み合わせる利用するかは介護予防サービス支援計画書の作成時に決定します
- ・ 組み合わせる利用する場合でも1ヶ月の単位の合計が高い方のサービスの月額報酬の上限を超えて利用することはできません。

○日割り計算を行なうケース

- 1 月途中で要介護から要支援に変更となった場合
- 2 月途中で要支援から要介護に変更となった場合
- 3 要支援度が変更となった場合
- 4 同月内に介護予防短期入所を利用した場合
- 5 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合

○活動開始月について

サービス提供開始時は原則、サービス提供責任者と訪問介護職員にて同行訪問させていただきます。

サービス提供開始月には加算負担が発生いたします。

（利用料 2621 円→利用者負担分 1 割の場合=263 円）

尚 サービスが一旦休止となった場合においても 再開日が2ヶ月を超えた場合は 活動開始月と同じ扱いとなります。

○介護職員等処遇改善加算について

介護職員の処遇改善を目的として創設されている加算です。

総単位数に 22.4% を乗じた額の一割（～三割）が利用者負担となります。

処遇改善加算につきましては制度改定により乗率が変更となります。
ご了承ください。

(3) サービス利用にかかる実費負担額

サービス提供に要する下記の費用は実費をいただきます。

- ① 介護保険給付の支給限度額を超えるサービスの利用
介護給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。
- ② 介護保険請求が困難と思われる支援内容については実費負担を請求させて頂く場合もあります。
- ③ 通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、利用者様の同意を得て、通常の業務実施区域を越える分についてのホームヘルパーが訪問するための交通費をいただきます。(サービス利用料とともに1ヶ月ごとにお支払いいただきます。)

(4) 利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法

「利用者負担額」、及び「実費負担額」は、1か月ごとに計算し、ご請求致しますので、翌月15日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。)

ア. 銀行引き落とし

イ. 下記指定口座への振り込み

京都中央信用金庫 竹田支店 特定非営利活動法人なごみ

普通預金 0651856

(5) 実費負担額（交通費等）の変更

公共交通機関の料金値上がり等で実費負担額（交通費等）を変更する場合は、原則としてその1か月前までに ご説明致します。

5. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供について

☆ サービスは、介護予防サービス計画に基づいて行います。実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、実際の提供にあたっては、利用者の訪問時の状況・事情・意向等について十分に配慮します。

☆ ホームヘルパーは 常時身分証明書を携帯しています。利用者の求めに応じ、いつでも身分証明書を提示させることができます。

☆ サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で 使用させていただきます。

(2) ホームヘルパーの禁止行為

ホームヘルパーは、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

① 原則として、医療行為にあたる行為。

② 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）

③ その他利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活

動及びその他迷惑行為。

(3) 守っていただきたいこと

- ☆ 原則として、ヘルパーとの個人的な連絡は固くお断りします。
- ☆ ヘルパーとの金品のやりとりや貸し借り、もてなしは禁止しています。

6. 緊急時及び事故発生時の対応

- (1) 当事業所は、ご利用者に対するサービス提供時に事故や緊急事態が発生した場合には、速やかにご利用者の主治医または医療機関、ご家族へ連絡を行い、その指示に従います。

緊急時対応医療機関

機 関 名 :

主 治 医 :

所 在 地 :

電 話 番 号 :

緊急連絡先

氏 名 :

(続 柄)

住 所 :

電 話 番 号 :

- (2) 当事業所は、ご利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかにご利用者のご家族に連絡を行うとともに、京都市に連絡し、必要な処置を行います。また、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。
- (3) 当事業所は、サービス提供にともなって、事業所の責めに帰すべき事由の事故により利用者様に損害が発生した場合には、損害賠償を行います。損害賠償の範囲は保険会社の判断に委任します。

7. 秘密保持と個人情報の取り扱い

(1) 秘密保持義務

事業所及び事業所が雇用する者が、サービスを提供するうえで知りえた利用者及び利用者のご家族に関する情報は、正当な理由なく、第三者に漏らすことはありません。

この秘密保持義務について、事業所は、利用者との契約が終了した後も継続して負います。また、事業者が雇用する者も、事業所との雇用関係が終了した後も継続して負います。

(2) 個人情報の利用

事業所は、サービス担当者会議等、よりよいサービス提供のために必要な場合は、利用者様及びご家族様の個人情報を用いることがあります。その場合、文書にて利用者様の同意を得ることとします。

事業所は、上記以外に利用者様の個人情報を用いることはなく、個人情報が含まれる記録物については第三者への漏洩しないよう厳重に保管します。

8. サービス提供に関する記録について

事業所は、サービス提供に関する記録を整備し、サービス終了から5年間保存をすることとします。利用者は自分の記録を閲覧することができ、実費を負担して記録をコピーすることができるものとします。

9. 損害賠償保険への加入

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 富士火災海上保険株式会社
保険名 包括職業賠償責任保険
普通傷害保険

10. 苦情等の受付について

(1) 事業所の窓口

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 訪問介護ステーション おをそら
管理者 駒井 淳太

○受付時間 毎週月曜日～日曜日 9:00～17:00

(2) 市町村の苦情受付窓口

下京区 下京保健福祉センター 健康長寿推進課
下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町 608-8
TEL075-371-7228

南区 南保健福祉センター 健康長寿推進課
南区西九条南田町 1-8
TEL075-681-3296

伏見区 伏見保健福祉センター 健康長寿推進課
伏見区鷹匠町 39-2
TEL075-611-2279

深草保健福祉センター 健康長寿推進課
伏見区深草向畑町 93-1
TEL075-642-3616

醍醐保健福祉センター 健康長寿推進課
伏見区醍醐大溝町 28
TEL075-571-6471

(3) 公的団体の苦情受付窓口

京都府国民保険団体連合会
〒600-8411 京都市下京区烏丸通四条下る白銀屋町 620 COCON 烏丸内
TEL075-354-9090 FAX075-354-9055 受付時間午前9時～午後5時

令和 年 月 日

介護保険法に基づく京都市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 住所
〒612-8412 京都市伏見区竹田中川原町 454 番地
事業者名 特定非営利活動法人 なごみ
理事長 竹本 敬 印

訪問介護ステーション おをそら
説明者 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、同意し、本書面（重要事項説明書）の 交付を受けました。

利用者 住所
氏名 印

契約者 住所
氏名 印
(続柄)

上記利用者は署名・捺印が困難なため、私が代わって署名・捺印を行いました。

代理人 住所
氏名 印

(続柄